AFTC INFORMATION

「SNSを活用した広告宣伝を行う際の留意点」について

当協議会は、SNSを活用した広告宣伝に関する実態調査を実施した結果、一部において必要表示事項の表示もれや不当な価格表示となるおそれのある表示が見られたため、この度、「SNSを活用した広告宣伝を行う際の留意点」をとりまとめました。

会員各社におかれましては、SNSを活用した広告宣伝を行う際は、本留意点を参考にしていただき、規約に基づく適正な表示を行われますよう、お願いいたします。

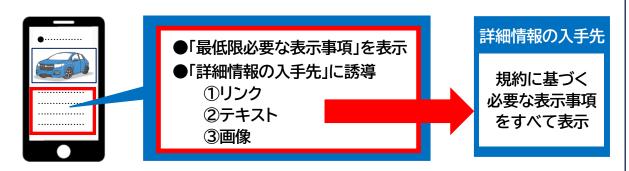
<SNSを活用した広告宣伝に関する実態調査結果のポイント>

- ◇SNSは主に、車両紹介(特徴・機能)やキャンペーン・イベント告知、入庫車・在庫車の紹介 等として活用されているが、一部において、割賦販売価格やリース料金等を表示した場合 の必要表示事項の表示もれや不当な価格表示となるおそれのある表示等が見られた。
 - ➡調査結果の詳細はこちらをご参照ください

<SNSを活用した広告宣伝を行う際の留意点のポイント>

- ◇SNS において広告宣伝を行う際も、規約で定める必要表示事項をすべて表示すること。
- ◇ただし、文字数の制限等により、スペース内に全て表示することが困難な場合は、詳細な情報をリンク先等で表示した上で、別途定める「最低限必要な表示事項」を明瞭に表示し、そこからリンク先を必ず確認するよう誘導する等の対応を行う方法も可とする。

<スペース内に全て表示することが困難な場合の対応例>



➡「SNSを活用した広告宣伝を行う際の留意点」の詳細につきましては、<mark>次頁以降</mark>を ご確認ください。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部までTEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した広告宣伝を行う際の留意点

2024年3月13日 新車委員会決定

中古車委員会決定

2024年3月12日 大型車委員会決定

1. 概 要

当協議会は、2022年10月から12月に実施した、「SNSを活用した広告宣伝に関する実態調査」の結果を踏まえ、文字数に制限がある場合等、必要表示事項をスペース内に全て表示することが困難な場合は、表示内容により、詳細な情報をリンク先等で表示した上で、別途定める「最低限必要な表示事項」を明瞭に表示し、そこからリンク先を必ず確認するよう誘導する等の対応を行う方法も可とする等、媒体の特性に応じた表示方法を整理し、「SNS を活用した広告宣伝を行う際の留意点」としてとりまとめました。

※規約第2条第5項(「表示」の定義)において、LINE や Facebook、X(旧:Twitter)等の SNS の表示も規約の対象となることが定められています。

<規約第2条第5項>

この規約において「表示」とは、顧客を誘引する手段として、事業者が自己の供給する商品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 商品による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)
- (3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、 ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演 による広告
- (4) 新聞紙、雑誌、その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声器による放送、電光による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等 によるものを含む。)

2. 基本的な考え方

- 1)SNS において広告宣伝を行う際も、規約で定める必要表示事項をすべて表示すること。
- 2)ただし、文字数の制限等により、必要表示事項をスペース内に全て表示することが困難な場合は、別途定める「最低限必要な表示事項」を表示した上で、そこから詳細な情報を記載したリンク先を必ず確認するよう誘導する等の対応を行うこととする。
- 3)本留意点は、文字数等に制限のある媒体を対象としたものであるため、YouTube動画等は対象外とする(動画はテレビCMと同様に扱う)。

3. 新車関係

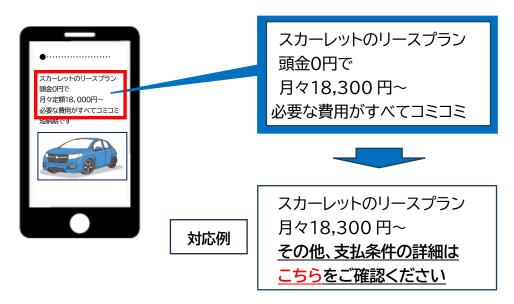
1)最低限必要な表示事項及び詳細情報の入手先の表示等

| No. | 表示内容 | 最低限必要な表示事項 | 詳細情報の入手先の表示 |
|--|--|---|---|
| 1 | 割賦販売価格 及びリース料金、 サフ゛スク等賃貸料金 の表示 ※月額料金等を 表示した場合 | 1)割賦及びリース・賃貸である旨 2)他にも支払条件がある旨又は終了 時に条件がある旨 3)詳細情報の入手先 ※規約運用の考え方(バナーの表示) に準ずる (【対応例①】参照) | ①詳細情報をリンク先で表 示した上で、リンク先等 を明瞭に表示 例)詳しくは <mark>こちら</mark> から |
| 2 | 運転支援機能 | 1)運転支援機能である旨 2)機能には限界がある旨 3)詳細情報の入手先 ※規約運用の考え方(バナーの表示) に準ずる(【対応例②③】参照) | ②詳細情報をリンク先で表示した上で、リンク先をテキストで明瞭に表示例)詳しくは以下参照(URL) https://······ |
| 3 | 燃料消費率 | 1)WLTC モード(国土交通省審査値) である旨 2)詳細情報の入手先 ※規約運用の考え方(バナーの表示) に準ずる | ③詳細情報を画面内に表示した画像で確認できるようにする等、明瞭に表示 |
| ●以下の表示は、SNS 等でも問題となるため、行わないこと SNS等でも 問題となる主な表示 問題となる主な表示 ▶ 運転支援機能について「自動ブレーキ」の表示や、「(自動で止まる」、「安全」等の断定的な用語の表示 | | | |

2)留意点に基づく対応例

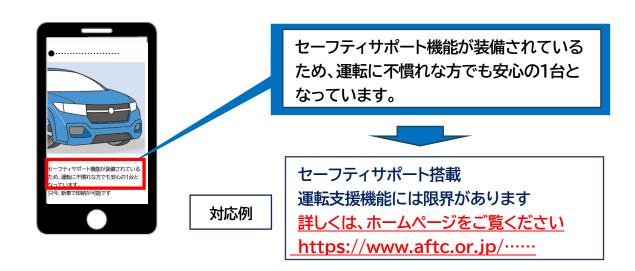
対応例① リース料金を表示した際の、必要表示事項の表示もれ

➡ リンク(詳細情報の表示場所)先等へ誘導、リンク先で詳細を明瞭に表示



対応例② 運転支援機能について表示した際の機能説明や作動条件等の表示もれ

→ テキストでホームページ(詳細情報の表示場所)等へ誘導、誘導先で詳細を明瞭に表示



対応例③ 運転支援機能について表示した際の機能説明や作動条件等の表示もれ

→ 画像で必要表示事項の詳細を明瞭に表示



4. 中古車関係

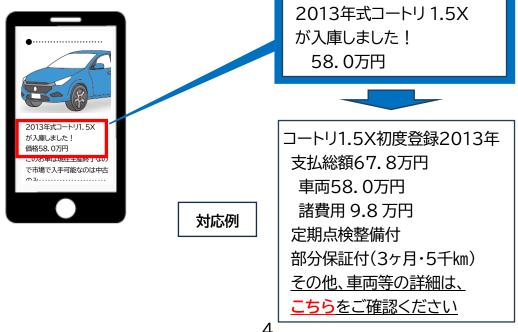
1)最低限必要な表示事項及び詳細情報の入手先の表示等

| No. | 表示内容 | 最低限必要な表示事項 | 詳細情報の入手先の表示 |
|---------------------|---|--|--|
| 1. | 販売価格を表示し た際の必要表示 事項 | 1)「支払総額」、「車両価格」、「諸費用」 2)定期点検整備の有無 3)保証の有無 4)詳細情報の入手先 ※ウェブサイト一覧での表示に準ずる (【対応例①②】参照) | ①詳細情報をリンク先で表示した上で、リンク先等を明瞭に表示例)詳しくはこちらから ②詳細情報をリンク先で表示した上で、リンク先をテキストで明瞭に表示例)詳しくは以下参照(URL) https://www ③詳細情報を画面内に表示した画像で確認できるようにする等、明瞭に表示 |
| 2. | 割賦販売価格 及びリース料金、 サプスク等賃貸料金 の表示 ※月額料金等を 表示した場合 | 1)割賦・リース・賃貸である旨 2)他にも支払条件がある旨又は終了 時に条件がある旨 3)詳細情報の入手先 ※規約運用の考え方(バナーの表示) に準ずる | |
| SNS等でも 問題となる主な表示 | | ●以下の表示は、SNS 等でも問題となるため、行わないこと ▶ 二重価格表示、値引表示(【対応例③】参照) ▶ 価格が安い旨(激安、超特価等)の表示 ▶ 販売できない・販売する準備ができていない車両の掲載(おとり広告) ▶ 新車であるかのように誤認される表示(新古車、未使用車等) | |

2)留意点に基づく対応例

対応例① 販売価格を表示した場合の必要表示事項の表示もれ

▶リンク(詳細情報の表示場所)先等へ誘導、リンク先で詳細を明瞭に表示



対応例② 販売価格を表示した場合の必要表示事項の表示もれ

→ 画像で必要表示事項の詳細を明瞭に表示



対応例③ 自店通常価格を比較対照価格とした二重価格表示

→ 消費者に、販売価格が実際のものより著しく安いと誤認される、不当表示となるおそれがあるため、行わないこと

